

広島県キャリア形成プログラムの改正について

1 要旨

地域枠医師等の能力開発及び向上を図ることを目的とする「広島県キャリア形成プログラム（令和4年12月制定）」について、地域枠等医師の勤務先となる知事指定診療科に、「小児科」を新たに追加することとし、その内容について協議する。

2 改正理由

地域枠医師等の勤務先となる公的医療機関等について、知事が指定する診療科に「小児科」を新たに追加し、小児科への専攻を誘導することで、本県における小児科医師の確保と医療提供体制の確保を図る必要があるため。

3 本県の現状

医師確保計画に係る小児科医師偏在指標は、下位1/3（38位）の相対的医師少数区域となっている（小児科医師偏在指標：広島県 101.1 全国平均値 115.1）。

小児科は産科とともに医師が少なく、病院勤務医の負担が大きいなど、必要な医師の確保が喫緊の課題となっている。

4 知事指定診療科とする期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度（第8次広島県保健医療計画の周期）までとし、小児科医師偏在指標の下位1/3からの脱却を目安に解除を行う。（下位1/3：108.9）

※ 配置は令和7（2025）年度から令和12（2030）年度配置分までとする。

※ 指定解除期日に義務履行中の者については、義務履行を終えるまで、指定期間中の取扱いを適用するものとする。

5 対象医師

令和12（2030）年度時点で卒後3年目以上の者までとする。

6 配置対象医療機関

知事が指定する公立公的医療機関（37施設）のうち、小児科を標榜している医療機関（28施設）とする。

なお、臨床研修を除く7年間の内、4年間以上については、次のいずれかの病院に配置する。

① 中山間地域に所在する病院（7施設）

J A吉田総合病院、公立みつぎ総合病院、市立三次中央病院、庄原赤十字病院、公立世羅中央病院、府中市民病院、府中北市民病院

② 小児科医師偏在指標が県全体の偏在指標より低い二次医療圏域に所在する病院 （広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域の9施設）

東広島医療センター、県立安芸津病院、県立総合リハビリテーションセンター医療センター、三原赤十字病院、尾道市民病院、J A尾道総合病院、福山医療センター、福山市民病院、県立福山若草園

※ 指定診療科への希望者が過剰となり、奨学金制度の主目的（地域医療を担う医師の養成・確保）から外れた運用とならないように医師配置を進め、必要に応じて見直しを行うこととする。

7 対象医師及び学生への意見聴取

別紙1のとおり、意見聴取を行った。

8 広島県キャリア形成プログラムの改正（案）

別紙2のとおり改正する。

対象医師及び学生への意見聴取について

1 日程等

(1) 広島大学ふるさと枠

令和6年5月27日(月) WEB説明会を開催

(2) 岡山大学地域枠

令和6年6月18日(火) WEB説明会を開催

(3) 広島県医師育成奨学金貸与者(一般枠)

令和6年6月20日(木) メールによる意見照会

2 意見の概要等

主な意見・質疑	回答
・小児科を指定する際に募集人数の制限は設ける予定があるのか。	・特に制限は設けないが、その年の小児科の専門研修プログラムの定員数が受け入れ可能人数となる。
・現在、既に働いている医師も対象となるのか。	・対象である。既に働いている医師も含め、現在の大学3年生以上が対象となる。
・小児科の専攻が増えすぎて、中山間地域に派遣する医師が少なくなった場合、途中で見直す場合があるか。	・指定期間を令和11(2029)年度までとしているため、よほど極端な小児科への集中がない限りは、原則として指定期間は変更しない。
・小児科を専攻した場合、具体的にどの病院に何年くらいの配置を想定しているのか。	・7年間のうち4年間は、中山間地域等の指定病院で勤務する必要がある。その対象となる病院は、中山間地域の7病院に加えて、小児科医師偏在指標が低い地域の10病院、併せて17病院となる。 ・決して、中山間地域に行くのが免除されるものではない。中山間地域には、小児科自体が少ないという状況もあり、通常地域枠よりも、中山間の定義を少し緩くしているという理解をしていただきたい。
・指定病院での4年間の勤務年数のカウントは、令和7年度以降の勤務から対象となるのか、令和6年度以前の勤務も対象となるのか。	・令和6年度以前の勤務も対象となる。
・中山間地域ではなく、小児科偏在指標が低い圏域の病院(東広島医療センターや尾道市民病院)で、令和6年度以前に勤務した場合も含めて、4年間の勤務年数にカウントできるという理解でよいか。	その場合も勤務年数としてカウントしてよい。